

| | |
|------------------|---|
| Title | 明治二十年・池島事件の一考察(二・完) |
| Sub Title | A study on the Ikeshima affair occurred in Nagasaki prefecture, 1887 (2・end) |
| Author | 寺崎, 修(Terasaki, Osamu) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1980 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.7 (1980. 7) ,p.61- 87 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800715-0061 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治二十年・池島事件の一考察（二・完）

寺 崎 修

- 一 はし が き
- 二 事件の概要
- 三 事件処理の過程（その一）……以上前号
- 四 事件処理の過程（その二）……以下本号
- 五 事件の解決
- 六 む す び

四 事件処理の過程（その二）

先述の通り、わが国は井上外相の書簡によつて米国に対する該事件の処分請求権ならびに賠償請求権の一切を放棄したものであるが、チャンドレルが上申書を送付してから約二カ月を経た五月十九日、米国海軍省は、オマハ号艦長セルフリッジの

事実審問のため、長崎港停泊中のオマハ号艦上において、海軍軍法会議予審 (Courts of Inquiry) を開廷することに決定した。⁽¹⁾

米国海軍条例⁽²⁾の規定によれば、当時の米国海軍軍法会議には、通常軍法会議⁽³⁾ (General Courts Martial) と簡易軍法会議⁽⁴⁾ (Summary Courts Martial) の二種類があつて、さらにそのおの予審機関として、通常軍法会議予審⁽⁵⁾ (Courts of Inquiry) と簡易軍法会議予審⁽⁶⁾ (Deck Courts) が存在した。該事件につき、オマハ号艦上において開廷することになつたのは、そのうちの通常軍法会議予審である。この予審をオマハ号艦上において開廷することに決定したのは、証拠の蒐集、証人の出廷など、事実審問を実施する上で、現地長崎において開廷した方が、より都合がよいと判断されたからであろう。

担当裁判長には、W・E・フィッシャー少将⁽⁷⁾ (W. E. Fitzhugh) が、担当判事に、E・O・マチャース少将⁽⁸⁾ (E. O. Mathews) ならびにF・V・マクネア少将⁽⁹⁾ (F. V. Mcnair) が、さらに検察官には、R・W・アレン少将⁽¹⁰⁾ (R. W. Allen) が任命された。米国海軍条例によると、通常軍法会議予審は、「海軍将校による判事三名以内、検察官一名で構成される」(第五六条)と定められていたから、これは、規定の許す最大限の構成であつた。長崎までの当時の交通事情を考え併せると、該事件究明へ向けての米国海軍当局の措置は、慎重かつ意欲あるものであつたと認めてよい。

なお、この決定に際し、ホイットニー海軍長官は、その理由書を公表した。⁽¹¹⁾ これには、彼が予審開廷を決意するにいたつた理由のほか、予審法廷において検討されるべき諸点についても述べるところがあつた。長崎における実際の審理は、この理由書が示すところに沿つて進められたと推測されるから、これが与えた影響は、みのがせないであろう。そこで次に、それを要約しておきたい。

一、この演習は、日本の領土(海岸から三マイル以内)で、日本のどの当局からも許可がないまま実行され、砲弾は、日本の領土に着弾した。これは、国際慣習上の義務違反であるとともに、日本政府の指令に対する違反である。オマハ号艦

長は、この國際慣習の初歩的の原則ならびに日本政府の指令をどの程度知つていたかの問題。

二、この演習は、まさしく砲弾が島の村落を危険にさらす場所で行われた。船の位置ならびに演習場所の選定、あるいはそれらについての十分なる下検分についての不注意の有無の問題。

三、射的演習終了後、不発弾は、間違ひなく日本の領土の上に残されていた。セルフリッジ大佐は、砲弾がすべて爆発したと確認することについて十分なる処置を採つたか否かの問題。

さて、通常軍法會議予審開廷の決定が行われたことにともない、國務長官 T. F. ベヤード (T. F. Bayard)⁽¹²⁾ は、五月三十一日、ハッバード駐日公使宛に書簡を送り、池島事件審理に際し、日本政府側より協力が得られるよう、直ちに交渉すべき旨を訓令した。この訓令書を受けたハッバード公使が、法廷開設につき日本側の協力を得るべく、その便宜供与方を依頼したのは、六月二十四日のことであつた。⁽¹⁴⁾

これは、軍法會議予審開廷を決定したことをあらためて日本側に通告する形式を踏んではいながつたが、それが便宜供与方の依頼と併せて、このことをはじめて日本側に通告するものであつたことは明らかである。もつとも日本側は、このことにつき、すでに在米特命全權公使九鬼隆一からの機密書簡で、その詳細を知つていたのであるが、井上外相は、それには一切ふれず米國側の要請を応諾する次のような回答を行つた。⁽¹⁶⁾

送第五六〇一号

二十年六月二十五日達済

リチャード・ビ・ハッバード閣下

外務大臣 井上 馨

本月二十四日付第百八十六号書束ヲ以テ長崎県下池島住民負傷事件ハ今般長崎ニ於テ審理スベキ旨貴國海軍卿ヨリアドミラル・チャンドラル氏ヘ命令有之候。就テハ該件審理官事実取調ノ為メ池島ニ往來シ且交誼上本件ニ關係アル者ニ於テ審理ノ際ラマハ号ニ出

席シ審問ニ応ズベキ様取⁽¹⁴⁾斗方⁽¹⁵⁾ノ義ニ付アドミラル・チャンドラル書吏写相添御照会ノ趣⁽¹⁶⁾領承。右ハ早速其筋へ及訓令候間左様御承知相成度此段回答得貴意候。敬具。

かくして、オマハ号艦上における予審開廷の準備作業は、着々と進みつつあつたが、審問開始に先だち日本側関係者もまた、これに対応すべく周到なる準備を重ねつつあつた。日本側関係者が、来たるべき予審法廷において相互に矛盾する証言を行わぬよう、その意思統一をはかつていたことについては、当時上京中であつた長崎県知事の中村書記官宛書簡が、それを物語つている。それは、すでに「長崎県警察史」上巻に復刻されている資料⁽¹⁹⁾であるが、ここに再録しておく。

近々長崎ニ於テ米法廷ヲ開キ元ノオマハ号艦長セルフリッヂ氏ノ池島ニ於ケル発砲事件ヲ審問スル筈ニテ、実察ニハ此事ニ関シ専ラ实地ノ取調ニ従事シタル警部、巡查等ヲ該法廷ニ召喚シ諮問スル場合モ有之趣ニ致承知候。就テハ右事件顛末諮問ノ際警部、巡查ノ答弁各相異ナル等ノ事アルカ又ハ是迄外務大臣ニ報告シタル事実ト符合セザル事アリテハ甚タ不都合ニ有之候。特ニ日本人ハ前後不揃ナル答弁ヲナシ又ハ前ニ陳述シタル言ヲ後ニ至リテ忽チ取消ス等ノ悪習有之、此事件ノ諮問ニ対スル答弁ニ前記ノ如キ事アリテハ容易ナラザル次第第二候間、予メ過般該地ノ取調ニ従事シタル警部、巡查ヲ召集シテ諮問ニ答フル時ノ準備ヲ整ヒ各人ノ答弁一致シ前後変言スル等ノ事無之様御取計相成度為念此段申進候也

明治二十年六月二十五日

知事名

中村書記官殿

追テ別紙九鬼公使ヨリ機密上申書写添送致候也

さて、米国軍艦オマハ号艦上における審問法廷の詳細については、直接資料を欠くのでよくわからないが、それが始まつたのは、七月十三日⁽²⁰⁾のことであつた。

この審問開始について、七月二十一日付読売新聞は、次のように報じている。

米国軍艦オマハ号に係る池島事件の審問は、去る十三日同艦内に於て開かれたるが、其委員は、アルレン、マクチル、マツチューズの三氏にて、我方よりは、中村、本山両書記官⁽²¹⁾、吉田長崎病院長その他警部、池島の戸長並びに現場に居合せたる同島村民等証人

として出頭、被害の事実を陳述し、此外同艦士官数名も証人として現状を具陳し、長崎在留の同国領事も立会ひたる由。また委員に
は現状につき右事実を確かむるため、翌十四日池島に向ひ出港したるが、一兩日中には再び入港する趣きなり(十四日発・長崎通信)。
この報道の末尾には、審問の開始された日の翌日、オマハ号がその実地検証のため、「池島に向ひ出港した」ことが伝え
られているが、この池島における実地検証は、七月十六日までつづけられた。この三日間にわたる池島での実地検証の様
については、これに同行した長崎県第一外事課長心得属野口勝馬(22)の報告書に詳しい。知事代理・書記官中村治郎宛野口勝
馬報告書(23)は、次の通りである。

小官儀本月十四日午前六時十五分警部補中村郎ト共ニ米国軍艦オマハ号ニ乗組、六時五十分発港、同九時池島ノ東南沖ニ達ス。此
時本船ヨリ端艇一隻ヲ降シ該島南岸ノ前海ニ之ヲ繫留セリ。士官等曰ク、是本年三月四日射的演習ノ節砲的ヲ浮ヘタル位置ナリト。
而シテ本船ヲ角力岩ト池島ノ間ニ進メ端艇ヲ距ル千百ヤードノ所ニ投錨ス、時ニ午前十時ナリ。夫ヨリ乗組士官ハ「セキスタント」
ヲ以テ池島ノ南岸ヲ測量シ、又医官ケルシネル氏ハ南面海岸ノ写真ヲ取レリ。是ニ於テ審問委員等ハセルフリッジ氏ニ対シ「コール
ト」ヲ開キ、会議ハ了リテ午後一時ニ抜錨シ少シク本船ノ位置ヲ転ジ、暫時投錨スル事前後三回ニシテ同二時四十分更ニ投錨、同三
時池島民家ノ前海ニ碇泊シ委員等四名セルフリッヂ氏其他士官フォーク氏書記測量士官等ト共ニ上陸、測量士官ノ一行ハ直ニ南面崖
上ニ登リ委員等一行ハ先ツ学校ニ到リ弾丸破裂ノ場所ヲ見分シ次ニ北阪近太郎方ニ到リ屋上其他破損ノケ所ヲ臨検シ夫ヨリ海岸アポ
脇ニ下リ弾丸発見ノ場所ヲ巡見シ艦長マクドナル氏ハ此処ヨリ直チニ帰船、他ノ委員等ハ是ヨリ字アポノ上ニ登リ未発見一個発見シ
タル畑ノ現場ヲ調べ午後六時四十分一同帰船セリ。

同十五日

此日証人トシテ小西警部補、北阪近太郎、池富友八、村上直八、東善作、高木由蔵、川野国太郎、松崎キミ、池田常太郎、北阪チエ、
北阪サナ、森正光ノ十二名ヲ召喚ス。午前十時開廷、北阪近太郎、池富友八、小西警部補、村上マシ、村上直八、五名ヲ審問シ午後
三時開廷、其他ノ審問ハ明日ニ譲レリ。

同十六日

午前九時三十分開廷、池田常太郎、松下タヲ、東善作、高木由蔵、川野国太郎、森正光、宮崎アキノ七名、午後一時審問ヲ了リ同一

時四十五分抜錨松島ヨリ西北ノ方位ニ進ミ更ニ本年三月四日進行セン航路ヲ踏ミ両島ノ間ヲ通過シ池島ノ南岸ヲ経テ午后四時四十分長崎ニ帰港セリ

右出張中概略ノ状況処申候也

明治廿年七月十八日

属 野口勝馬

知事代理

長崎県書記官 中村治郎殿

かくして、池島へオマハ号を回航させて実施された実地検証も、七月十六日午後一時、そのすべてを終了し、オマハ号は、同日午後四時四十分長崎港に帰港した。そのあと、オマハ号艦上における予審法廷は、引きつづき再開されたはずであるが、それが何回開廷されたのか、また予審終結の日がいつであつたのかについては、詳かでない。しかし、七月二十四日付読売新聞が、

去る十八日より再び審問を開かれたるが、三、四日内には事実の取調は済むべしと云ふ……

との推測記事を掲げ、また、八月三十一日付ザ・サン (*The Sun, August 31, 1887*)⁽²⁴⁾ が、

七月三十一日、日本・長崎発——本年三月、米国軍艦オマハ号の不注意な海上射的演習により、日本の池島の漁民四名が死亡、七名が負傷した事件についての海軍軍法会議予審は、一カ月近く開廷していたが、このほどその任務を終了した。……

との長崎発ニュースを掲載していることからみて、それが、七月末までに終了したことは、⁽²⁵⁾ほぼ確実である。

この軍法会議予審の結果がいかなる内容であつたのか、またそこでいかなる判断が下されたのか。予審終結書をみることでできないため、正確にその内容を知ることにはできないが、その概略だけは、後述、ホイットニー海軍長官の声明書から推定することが可能である。次に示すのは、この声明書が予審終結書から引用した部分を摘記したものである。

一、セルフリッジ大佐は、許可を得ることなく友好国の領土に、砲弾またはその破片が着地するように配置された標的に向けて発射することにより、同国の領土管轄権を侵害し、よつて国際法に違反した。

二、セルフリッジ大佐は、射撃した島の性質と特質を徹底的に自己に知らしめなかつた点で、怠慢であつたと思慮する。

三、セルフリッジ大佐は、不発の砲弾が島で発見されたなら船上にそれを持ち帰るべく、また発射体の全部が爆発したか、否かを確かめるべく、射的終了後、捜索隊を上陸させなかつた点で、怠慢であつたと思慮する。

四、池島における砲弾の不慮の爆発により生じた日本国民の生命の喪失と負傷は、セルフリッジ大佐が、演習後の不発弾の徹底的な確認、かつ不発弾回収のため、適当な海軍士官を陸上へ派遣する程度の、より一層の注意をしなかつたという点で、間接的に彼の怠慢に起因している。

これによると、セルフリッジ大佐の指揮が、故意による義務違反に該当する否かについては、まつたく争われた形跡がない。すなわち、セルフリッジ大佐に犯罪的意思が不在であつたとの主張は、単にセルフリッジ大佐側の主張であつたのみならず、予審法廷が、その当初より認めたところであつた。それゆえ、この予審法廷における最大の焦点は、もつぱら問題の海上射的演習の前後、もしくは射的演習中のセルフリッジ大佐の指揮が義務怠慢の事実⁽²⁷⁾に該当するか否かを争うことにあるとみてよい。

軍法会議予審の結論は、そうした争いに対し、セルフリッジ大佐の主張をほぼ全面的にしりぞけて、オマハ号海上射的演習が十分なる注意義務のもとに実行されなかつたことを指摘した上で、彼の指揮には義務怠慢の事実があつたと認定するものであつた。無実を訴えていたセルフリッジ大佐の立場からすれば、これは極めて敵しい結果であつたといふべきであらう。セルフリッジ大佐が、その回想録において

多くの軍法会議予審がそうであるように、そこでの事実認定は、決定的ではなかつた。この予審において、私の行動に過失がな

つたことは認定されたが、しかし私は、明確にその罪から解放されたわけではなかつた。私は公式記録の上で完全に自分の無実の罪をばらしたいと考へたが、これは通常軍法会議の結論によつてのみ実現できることであつた。

と述べているのは、その時の心境を示すものである。

かくして、池島事件の裁判は、その予審を終了し、それは米国の通常軍法会議の公判に移送されることになつた。しかし通常軍法会議が実際に開廷されるまでには、それから約一年近くの間日を要し、その間長い空白期間があつた。この点については、セルフリッジ大佐の回想録も、⁽²⁸⁾

いたずらに数カ月が過ぎたあと、海軍長官が行動をおこすべく、私は友人の家に手紙を書き、知恵を借りた。彼らが海軍長官に会見し、その結果、通常軍法会議の開廷が命じられた。

と述べているのみで、その理由はわからない。

海軍通常軍法会議の公判は、一八八八年(明治二十一年)六月四日、ワシントンの海軍省内において開廷した。⁽²⁹⁾ 公判がこの日一回限りであつたのか、あるいはその後にも何回か行われたのか、それはわからない。裁判長は、海軍少将 J・E・ジュエット (James E. Jouett)⁽³⁰⁾ であつた。米国海軍条例によると、海軍通常軍法会議は、「十三名以下、五名以上の将校の裁判官によつて構成される」(第三九条) ことになつていたが、この法廷は、裁判長を含めて合計十一名の裁判官によつて構成されたらしい。⁽³¹⁾ しかし、J・E・ジュエット以外の裁判官の氏名は、残念ながらわからない。

この公判廷で、セルフリッジ大佐が、長崎における予審の事実認定を全面的に不服とし、あらためて無罪を主張したことは、間違いない。セルフリッジ大佐が、この公判廷でいかなる主張を行つたのか、後述、ホイットニー海軍長官声明書により、その主張の要点は、次のように推定できる。⁽³²⁾

一、自分が池島沖、すなわち日本の海岸から三海里以内で、日本政府の許可をもとめることなく、海上射的演習の位置を

選定したのは、単に他の先例、あるいは類似の責務を与えられた他の高級海軍将校の例に従つたにすぎない。

二、自分は演習進行中、全砲弾が爆発したか否か、を確認し、且つ自分が思つた通り全弾が爆発したと信ずるに足る十分な理由があつた。したがつて演習終了後、浜辺へポートを派遣する必要性は、この時点では認められなかつた。

三、池島に住民がいるという徴候は、全く認められず、したがつて当時の状況は、演習が絶対に安全に実施しようと推測させるものであり、また信じさせるものであつた。

四、したがつて、自分がとつた措置、あるいはとらなかつた措置は、何らとがめられるべき義務怠慢には該当せず、またそれは理不尽な、あるいは故意の、身体、生命、財産に対して起り得る危険を無視する行為ではなかつた。それゆゑ、自分に「罰すべき怠慢」の所為があつたと認定した長崎における予審の決定は誤りであり、自分を停職処分としたことは不当処分である。

これに対する海軍軍法会議の判決は、六月十二日に言い渡された。それは、予審の結論をいづれも証拠不十分と判示し、セルフリッジ大佐の主張をほぼ全面的に認めたもので、彼を無罪とするものであつた。⁽³³⁾

一、一八八七年三月四日、セルフリッジ大佐は、オマハ号の指揮官として池島より約五十ヤード以内の日本の領海に設定された標的に向けての大砲による海上射的演習をその船の乗組員にさせるにつき、日本当局の許可を受けることなく、また許可を受けようとせず前述の標的に向け、かつ前述の島の方向へいくつかの爆発的破壊的な砲弾を発射させて射的演習を行つたが、彼は合衆国と日本の間に存在する国際礼讓の必要条件を無視せず、また彼は既述訴訟事項についてとがめられるべき義務怠慢を犯さなかつた。

二、セルフリッジ大佐が、前述の射的演習を命ずることによつて生ずる身体、生命、財産の危険の可能性を避けるため、妥当にして必要なあらゆる予防手段をとり、またとらしめることは、指揮官として当然の義務である。彼は標的を池島から五十ヤード以内に置き、さらにオマハ号を軍艦から発射された砲弾が島に当るか着地する位置と距離において射的演習を開始し、そしてその演習中、前述の島の方向の標的に対し、六発の六十ポンド旋条砲弾と六発の八インチ旋条砲弾とともに撃発信管付きで、また三十発の砲丸を五秒時

限信管付きで発射した。この演習に際し、彼が前述の標的の設置前に、また前述の演習開始前に、同島に住民が存在したか否か、かりに存在していたとしたら、演習がそのような状況下で身体、生命、財産に危険なく行い得る否か、を確かめるため、必要にして十分なる偵察または調査を行い、また行わしめるべきことに関し、彼は、既述訴訟事項についてとがめられるべき義務怠慢を犯さなかつた。

三、セルフリッジ大佐は、前述の射的演習終了後、指揮官として爆発しなかつた砲弾あるいは不発のまま島に残存する砲弾を発見除去のため、入念にして徹底的な捜索を行うことが、彼の義務の一部であることを知りながら、そうした捜索を全く怠り、そして実際、前述の砲弾のうち六個の砲弾は不発弾として島に残存し、同日、島の一人あるいは複数の住民がこれを発見し、移動して前述の島の数人の住民が占有中、偶然砲弾の一個が爆発し、前述の島民中、四名が死亡、七名が負傷するにいたつた。オマハ号は前述の射的演習終了後、再び航行をはじめたが、そうした捜索と不発弾の除去を行うべきことに関し、彼は、既述訴訟事項についてとがめられるべき義務怠慢を犯さなかつた。

この判決においてセルフリッジ大佐の主張がほぼ全面的に認められたことについては、すでに述べた。要するに彼の行為を他の先例にしたがつたにすぎない行為であつたところで認定したことが、彼を無罪とする最大の根拠となつたのである。しかし、そうした根拠にもとづいて通常軍法会議が行つた判決の妥当性については、多少の疑問がある。すなわちセルフリッジ大佐の主張ならびに通常軍法会議に提出された証拠は、彼の故意もしくは過失による義務違反の不存在を立証するものにはなり得たとしても、それが、彼の怠慢による義務違反の不存在を立証する材料にはとうていなり得ないことは、あまりにも明瞭であるからである。つまり、セルフリッジ大佐の行動が、かりに彼自身が主張するように、他の先例にしたがつたにすぎなかつたとしても、それは、怠慢による義務違反の罪までも免れる理由とはならないからである。通常軍法会議は、セルフリッジ大佐が日本当局の許可を受けずに演習を実行した事実、また演習前に十分なる予防的措置を採らなかつた事実、さらに演習終了後に危険の除去を行わなかつた事実をそれぞれ認定した。しかし通常軍法会議は、そうした事実認定

を行いなから有罪の判決を回避したのである。

通常軍法会議が、予審と同様の事実認定を行いなから、予審決定を百八十度変更し、あえて無理な立論を行つてまでセルフリッジ大佐を無罪とした理由は何であるのか、またこの判決の背景には何があつたのであろうか。

これについては、当時における日本の国際的地位の低さ、そしてそれにとまなう米国の日本軽視、あるいは井上外相の軟弱な対米姿勢から生じた米国の該事件自体に対する軽視の傾向など、いくつかの理由、もしくは背景を指摘しうるのである。しかしこの場合、そうした理由よりも、むしろ米本国においてセルフリッジ大佐に対する救援運動が行われたことが判決を動かす最大の背景であつたというのが私の主張である。同一の証拠にもとづきながら正反対の判定が下された疑問、また通常軍法会議が立論上の自己矛盾を犯してまで無罪判決を行つた疑問等々は、米国の日本軽視という理由だけでは十分に説明しきれないからである。

セルフリッジ大佐に対する救援運動がどのように行われたのかはよくわからない。しかしすでに早く二十年五月十二日付井上外相宛九鬼公使書簡³⁴で、そのことが次のように日本政府に報告されていることからみると、その活動がはじまつたのは、事件勃発の直後かららしい。

又、聞ク所ニ拠レバ……同人（セルフリッジを指す……筆者註）ハ水師提督「チャンドラ」氏ト常ニ不和ナル趣ニ相聞ヘ候。左ニ右ニ同人ハ海軍将官ノ子ナレバ多少ノ勢力アルモノト相見ヘ其知人ハ昨今同人ヲ助ケントテ一方ニハ新聞紙上ニ於テ其性質ノ美ナル事ヲ賞揚シ提督「チャンドラ」氏ノ処分方ノ不当ナル事、及其海軍大臣ヘノ報告ノ過酷ナル事ヲ鳴ラシ、又一方ニハ東奔西走同人ノ復職ヲ海軍大臣ニ請願スル事ニ専ラ尽力シ、若シ海軍大臣ニ於テ之ヲ許可セサルトキハ事実審査委員ヲ日本国ニ派遣シ証拠ヲ蒐集セン事ヲ更ニ請求セント目論見居ルヤニ相聞候。

他の先例に従つたにすぎないセルフリッジ大佐の行動が、たまたま池島事件をひき起こし、それがため彼のみが厳しく処

断されようとしたことにつき、海軍部内の多くの人々から同情の声が集まつたであろうことは、想像にかたくない。通常軍法會議の判事が、無意識のうちにそうした活動の影響を受け、ひとりセルフリッジ大佐のみを厳しく追及することを潔しとせず、予審決定をいわば百八十度変更する判決を下したことは、当時の状況からみて、大いにありえたことであろう。

もとより、そうした判決の不明瞭な内容については、米国内においても異論がないわけではなかつた。なかでも通常軍法會議の判決が行われた二日後の六月十四日、海軍長官ホイットニーが声明書を発し、これに遺憾の意を表明したことは、注目されてよい。類似事件の再発と波及現象の防止がその直接の目的であつたとしても、この声明書の厳しい判決批判は、裁判の過程において含まれた種々の問題点をすくなく指摘し、あらためてそうした問題点を浮き彫りにするものであるといえるからである。セルフリッジ大佐の無罪判決を批判したホイットニー海軍長官声明書の要旨は、次の通りである。⁽³⁵⁾

本訴訟のすべての証拠、すなわち予審の訴訟記録中に含まれている証言ならびに証拠物件で通常軍法會議においても証拠であつたもの及びこの審理に提出された追加証拠の入念な再吟味の結果、本省は、予審の判断が上記の如く十分なる証拠にもとづいているのに対し、通常軍法會議の判断は、証拠に一致していないと明確に信じうる。ゆえに本省は、通常軍法會議の判断を承認できない。

かくして池島事件の裁判は、種々の問題点を含みつつも、セルフリッジ大佐が無罪の判決を受けたことにより、事件発生以来、一年三カ月余を経てその一切を終了した。無罪となつた彼が釈放され、ただちに原隊に復帰したことはいうまでもない。セルフリッジ大佐は、一八九四年(明治二十七年)、海軍准将 (commander) にすすみ、さらに二年後の九六年には、海軍少将 (rear admiral) に昇進した。このことは、池島事件が、彼の軍人としての人生に、さしたる打撃を与えなかつたことを示している。そしてそののち、彼は、九八年に退役となり、一九二四年(大正十三年)二月四日、ワシントンにおいて逝去した。享年八十七才であつた。⁽³⁶⁾

(一) この決定は、わが国が事件の処分請求権、賠償請求権の一切を放棄したのちに行われているので、この決定が米国側の全く独自の判断にもとづいて

いることは明らかである。また、ホイットニー海軍長官の理由書には「アジア艦隊を担当する海軍少将がセルフリッジ大佐をオマハ号から退去させた状況について熟考した」(本節註11・参照)とあるので、その判断にチャンドレル少将の強い意向が作用したことも間違いない。

(2) ここに引用する米国海軍条例は、*United States Statutes at Large, 1925, vol. 44, pp. 1099-1163, 2448*。

(3) 通常軍法会議は、簡易軍法会議の上位に立つ裁判所(第三五条)で、それは五名以上、十三名以下の海軍士官による判事によつて構成される(第三九条)ことになつていた。

(4) 簡易軍法会議は、被告よりも上位の海軍士官による三名の判事によつて構成される(第二七条)ことになつていた。なお、ここで言い渡される判決は、三十日を超えない単独監禁、二カ月を超えない通常監禁等、七項目の軽い処罰に限定されていた(第三〇条)。

(5) 通常軍法会議予審は、通常軍法会議を召集するために開かれる事実審問法廷(第五・五七条)で、それは三名を超えない海軍士官による判事、ならびに一名の検察官によつて構成される(第五六条)ことになつていた。

(6) 簡易軍法会議予審は、簡易軍法会議を召集するために開かれる事実審問法廷で、海軍士官による一名の判事によつて構成される(第六四条)ことになつていた。

(7) (8) W・E・フィッシュおよびE・O・マチュースについては、残念ながらその経歴を明らかになしえない。

(9) F・V・マクネアは、一八三九年一月十三日、ペンシルヴァニア州の生まれ。海軍兵学校卒業後、海軍に入り、一八八七年五月十日、海軍少将に昇進した(前掲『*The National Cyclopaedia of American Biography, 1967, vol. XII, p. 459*』)。

(10) R・W・アレンについては、残念ながらその経歴を明らかになしえない。

(11) 前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・五一九頁―五二二頁。ちなみに、この理由書(新聞記事抜萃)は、九鬼駐米公使から、その書簡(註15・参照)とともに、送付されたものである。

(12) T・F・ベヤードは、G・クリヴランド大統領時代の國務長官。

(13) Mr. Bayard to Mr. Hubbard, May 31, 1887. (前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・五二四頁―五二五頁)。

(14) 受第六二五号(前掲書類、前掲書・五二二頁―五二二頁)。

(15) 受第六二二号(前掲書類、前掲書・五一八頁―五一九頁)。この機密書簡は、池島事件の予審法廷が長崎港において開廷されることに決定したこと伝えたもので、予審法廷の担当判事名のほか、「該法廷ノ審問スベキ」諸点などについても詳細に述べたものであった。

(16) 送第五六〇一号(前掲書類、前掲書・五一七頁―五一九頁)。

(17) ここでいう中村書記官とは、長崎県書記官中村治郎のことで、当時、日下知事が不在であったため知事代理をつとめていた。

(18) 前掲「池島事件来文書綴」。

(19) 前掲「長崎県警察史」上巻・一三九四頁。

- (20) この審問開始日については、本文に引用した七月二十一日付読売新聞の記事以外には資料がみあたらない。
- (21) ここでいう本山書記官とは、本山正久書記官のことと思われる(前掲「長崎県職員録・明治十九年十二月三十一日改正」・三頁)。
- (22) 野口勝馬は、当時、長崎県第一部外事課長心得であった(前掲書・四頁)。
- (23) 前掲「池島事件来文書綴」。
- (24) ザ・サンは、米国メリーランド州ボルティモア市の有力紙である。同紙は一八三七年に創刊され、党派的には独立の立場をとっていた。ちなみに一九六九年現在、その発行部数は朝刊十八万部、日曜版三十五万部である(John C. Merrill, *The Five Press*, 1968, 山室まりや訳「世界の一流新聞」・昭和四十五年・一六〇頁―一六五頁、磯部佑一郎「アメリカ新聞物語・昭和四十六年・一四一頁」)。
- (25) もともとニューヨーク・ヘラルド(*New York Herald*, August 31, 1887)の記事は、チャンドレル少将が海軍長官の指令を待ったため、審問廷延を延期した旨を伝えている。誤報であると思われるが、その詳しい事情は、よくわからな。
- (26) 前掲、ホイットニー海軍長官声明書(前掲「*Army And Navy Journal*, June 23, 1888.」第二節・註14・参照)。
- (27) 前掲 *Memoirs of Thomas O. Selfridge, Jr.*, 1924, p. 247.
- (28) 同前。
- (29) 註26に同じ。
- (30) J・E・ジュネットは、一八二八年二月二十七日、ケンタッキー州の生まれ。八六年二月、海軍少将に昇進したが、九〇年退役となった(前掲、*The National Encyclopedia of American Biography*, 1967, vol. IV, p. 501.)。
- (31) 註27に同じ。
- (32) 註26に同じ。
- (33) 同前。
- (34) 機密第拾号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十卷・五一三頁―五一五頁)。
- (35) 註26に同じ。
- (36) 前掲 *Who Was Who in America*, 1897-1942, vol. I, p. 1102.

五 事件の解決

以上に述べたごとく、池島事件に関する責任者処分の問題は、セルフリッジ艦長が無罪の判決を受けたことで一件落着と

なつた。日本側にしてみれば、それは全く予想外の痛恨事であつた。しかし、それは前々節で詳述したごとく、井上外相時代に「貴国（米國）政府ノ御処分ニ任セ」た結果である以上（本誌前号六五頁参照）、これに沈黙するよりほかはなかつた。

このことを伝える明治二十一年七月二日付大隈外相宛の駐米公使陸奥宗光書簡は、その末尾において、

抑モ此件ハ最初我政府ヨリ本件ヲ以テ全ク米國政府公平ノ処分ニ委任セラレタル旨趣ヲ以テ前外務大臣井上伯ヨリ在東京米國公使
へ御照会ノ結果ニ付、本官ハ唯タ其事跡ヲ報告スルニ止メ申候。

と述べているが、これはそうした事情を指摘するものである。

しかし、井上外相のあとをうけて外相に就任した大隈外相（明治二十一年二月一日任）は、これまでの外務省の、こうした軟弱な外交方針に、大いに不満であつた。米國側の処置が公平を欠いていると判断した大隈外相は、九月六日、その不満の意を直接米國側に表明すべく、陸奥公使に対し次のように訓令したのである。⁽³⁾

九月六日發遣

親展送第六一四号

外務大臣伯 大隈重信

在米國華盛頓府特命全權公使陸奥宗光殿

昨年三月合衆國軍艦オマハ号我池島ニ対シ射的演習ヲ為シタル事ニ付左ノ義申進候。本件ニ関セル痛歎スベキ結果ハ既ニ貴官ノ熟知セラル、所ニシテ……セルフリッヂ氏ハ軍法會議ノ審判ヲ受ケテ放免セラレ、オマハ号艦長ノ不法ノ処行ニ由リ災禍ヲ被リシ者ノ為メニハ未ダ何等ノ手当モナク、尤モ合衆國海軍卿ニ於テハ軍法會議ノ判決ヲ不当トシテ痛ク之ヲ排撃シタルヲ以テ為メニ向後ハ好結果ヲ得ル事アルベント雖モ、合衆國法律ニ由リ組織セル法庭ノ裁判ヲ以テ……敢テ職務惰慢ノ罪ニ非ズト断定シタル事ハ、依然トシテ存セリ。左レバ此判決ハ艦長セルフリッヂ氏後任者ノ確守スベキ規律タルベント看做スヲ以テ、我政府ハ不得止既定ノ判決ニ対シテ不服ヲ唱ヘザルヲ得ズ。又殺サレタル者ノ遺族ハ……唯慈善家ノ余徳ヲ蒙リ其露命ヲ繫グ義ニ有之候。我政府ハ千八百三十四年
仏國ツローロンニ於テ旗艦合衆國号中ニ大砲偶発シ幾多ノ人民殺傷セラレタルニ付、合衆國政府ハ自ら進デ寛大ノ処置ヲ施セシヲ追懷

シ我政府ヨリ何等申立ナキモ合衆国政府ハ本件ヲ以テ格外ノ処分ヲ要スルモノト看做シ且オマハ号ノ処分ニ由リ災害ヲ被リタル者ハ何カノ手当アルベシト信用致候。貴官ハ本件ニ関シテ國務卿ノ注意ヲ促シ、此訓令書ヲ國務卿ニ読聞シ、尚本書ノ求メアラバ写一通ヲ送付アル様致度候。右及訓令候也。

いうまでもなく、この訓令書は、一つには「既定ノ判決ニ対シテ不服」を唱えることを命じ、二つには日本側が救助金問題につき、ツーロン港事件⁽⁴⁾(一八三四年)に準じた措置が採られるよう期待している旨伝達すべきことを命ずるものであった。大隈外相のこの訓令は、セルフリッジ大佐の無罪判決で日本当局者の受けた衝撃が、いかに大きかったかを示していると同時に、大隈外相がこの問題に対し、いかに強硬な方針で対応したかを示している。

大隈外相からの訓令書を受けとつた陸奥公使が、これに当惑したのであろうことは、想像するに余りある。とくに「既定ノ判決ニ対シテ不服」を唱えることは、それまでの米国側との諒解事項の内容を逸脱することが明らかであつたから、それがたとえ正当な主張であつたとしても、いまさらそうした内容を米国側に伝達することについては、相当の躊躇があつたはずである。

陸奥公使が國務省を訪れ、國務次官G・L・リーヴス(G. L. Rives)⁽⁵⁾に面会したのは、十月十日のことであつた。陸奥公使は、大隈外相の訓令書通りに、その抗議の内容を、リーヴス次官に対し伝達したのである。しかしながら、この日の会談の模様を報告した陸奥公使書簡が、

御訓令文中稍々主角アル語勢モ相見候ニ付、万一法理上彼は見解ヲ異ニスルニ至レバ多少ノ面働ヲ引起シ申哉ト聊カ苦慮致シ候
 へ共、既ニ御訓令相成候義⁽⁶⁾ハ之ヲ奉行スル事勿論ニ付、本日本國務次官ノ面前ニテ御訓状其儘朗読仕候。尤モ其節本官言語動作ノ
 間、彼ヲシテ成ル丈ケ悪キ感情ヲ起サシメザル様十分注意致居候処、幸ニ前段申上候通り今日ノ処ハ先ヅ円滑ニ相済申候。

と述べ、それが無事終了したと伝えていることからみると、この会談において、米国側の反撃は、なかつたらしい。

なお、陸奥公使は、この日の書簡でリーヴス國務次官との会談の模様を報告する一方、今後わが国が採るべき方針につき、

次のような甲・乙二案を提示し、その指示をもとめた。

本官心得ノ為メ更ニ左ノ兩件ニ付相当ノ御訓示相願置候。

甲、我政府ハ向後米國政府ガ池島被害人ニ対シ相当ノ救恤金ヲ支出スル事ニ相成候ヘバ其ヲ以テ此局ヲ結び候御積ニ候哉。

乙、米國政府ガ右救恤金支出相成候共尚ホ我政府ニ対シ十分ノ謝罪(Apology)ヲ為申出候上ナラデハ到庭御満足不相成御積ニ候哉。我政府固ヨリ甲乙ノ二項共御要求相成候道理ハ有之義ト相信シ候得共、乙項ノ要求(彼ヨリ我ガ要求ヲ待タズ申出候義ハ格別ナレドモ)ハ米政府ヲシテ現今米國政治界争鬭ノ時機、特ニ内外ニ対シ随分困難ナル位地ニ立タシメ候訳ニ付頗ル我要求ヲ容ルルニ難カル義ニ可有之歟、或ハ之カ為メニ頗ル米政府ヲシテ悪キ感触ヲ起サシメ候哉モ難計、就テハ甲項救恤金ノ義相運ビ之ニ附スルニ謝罪(Apology)ト迄ハ難申トモ多少遺憾(Regret)ノ意味アル書簡若クハ口上ニテモ有之候得バ、先ヅ承知致シ置候義御得策ニ有之間敷哉、本官ニ在テハ何レニテモ御訓令次第尽力可仕候義無論ニ候ヘ共、一応愚考ノ程申上、尚ホ御訓示相待チ候。

この陸奥書簡が、甲・乙二案を提示し、大隈外相の判断をおおぐ形式を踏んでいたことは、すでに述べた。しかしそれが實質上、「乙項ノ要求」、すなわち大隈外相の方針が、もはや採りえない段階にいたつてゐることを告げるものであつたことは、明らかである。陸奥公使がこの段階で、交渉の請訓状というよりもむしろ献策に近い書簡をあえて大隈外相に送付したのは、大隈外相があくまで乙案に固執する可能性があつたからであらう。

大隈外相が、該事件に係る謝罪要求(乙案)を断念し、該事件被害者に対する救助費の支払い(甲案)をもつてこの局を取り結ぶべきことを決意し、陸奥公使に対しその旨を回訓したのは、十二月二十六日のことであつた。十一月七日に陸奥公使の請訓状が到着して以来、実に五十日目のことであつた。

ところでこの間、米國側では被害者に対し救助費を支給することによつて該事件の解決をはかるべく、その準備が、着々と進められつつあつた。すなわち十月十日、陸奥公使を通じて日本側の抗議内容を知つたリーヴス國務次官は、十月二十日、ホイットニー海軍長官宛に次のような書簡を送つたのである。

同封の日本外務大臣より陸奥公使宛の訓令書には注目すべき示唆が含まれている。……大隈外相が訓令書に引用するツーロン事件は、一八三四年六月十八日、「米国軍人が死亡ないし負傷した場合と同様の救助費を仏国軍人に対して支払うべきである」と勧告するジャクソン (Jackson) 大統領の教書を契機としてその解決をみている。……同年六月二十八日、この勧告は議会において決議され……国務省を通じて総額九千六百弗の救助費が被害者に対し支払われたのである。日本政府の示唆するところを実行する上において注意すべきことがら、あるいは最も効果的な方法につき貴殿の見解を示しただけならば、国務省としては、望外の幸せである。

文中、「同封云々」とあるのは、先述した九月六日付大隈外相訓令書の写しをこの書簡に同封したという意味であり、「日本政府の示唆」とあるのは、大隈外相がその訓令書において、ツーロン港の一件について述べ、この一件を池島事件の先例とすることを暗に希望したことを指す。大隈外相の訓令書によつて初めて提起されたツーロン港の一件が、早速、このリーヴス書簡に引用されているところをみると、大隈外相の「示唆」が米国側に与えた影響は、決して小さくなかつたことがわかる。

さて、このリーヴス国務次官の書簡に対し、十一月十四日、米国海軍省は、大統領への上申書の作成は国務省により担当されるべきであるとの回答を行つた。ホイットニー海軍長官の国務長官に対する返答書簡は次の通りである。⁽⁹⁾

……日本政府の示唆するところを実行する上において注意すべきことがら、あるいは最も効果的な方法につき本省の見解を示せ、との国務次官の御要望に対し、海軍省は、合衆国内における場合と同様に、当該事件に対しても好意ある熟慮をなすべきであるという意見であると述べておきたい。……またそれを実行する上で最も効果的な方法は、被害者に配分されるべき適当かつ理由のある救助金総額を議会の承認を得た政府支出金として支出することであるというのが海軍省の意見である。……私は、前述の意見に沿つて適当な勧告書を作成し、これを議会に提出するのは国務省によつてなされるのがよいと思う。

かくして池島事件救助金問題の処理は、海軍省がこれを辞退したことによつて、国務省がその処理を主管することとなつた。⁽¹⁰⁾ 国務省においてこの問題を直接担当し、大統領宛の上申書の作成にあつたのは、国務次官補 A・A・エディー (Alvey

A. Adee⁽¹¹⁾であつた。エディー國務次官補の述べるところによると救助金の額は、大隈外相が示唆した通り、一八三四年仏国ツローン港事件に対し米國政府が支払つた金額（九千六百弗）が先例とされることとなり、結局、池島の死傷者十一名に對する救助金の額は、ここで一万五千弗と算定されたという⁽¹²⁾。

この國務省における上申書の作成作業が完結し、ベヤード國務長官名でそれが大統領宛に提出されたのは、一八八九年（明治二十二年）一月一日のことであつた⁽¹³⁾。

國務省からの上申書を受けとつてから二日後の一月三日、米國大統領 G・クリーヴランド (Grover Cleveland) は、この國務長官上申書のほか関係書類を添付した上で、池島事件被害者に対し救助金を支出すべき旨を勧告する大統領教書を上下兩院に送付した。クリーヴランド大統領の池島事件に関する教書は、次の通りである。

上院および下院へ

私は、議會の審議のため、一八八七年三月の米國軍艦オマハ号による海上射的演習の結果、池島において負傷した日本國民ならびに死亡した遺族を救済するための特別支出金の支出を勧告する國務長官の上申書および関係資料を、ここに伝達する。

グローバー・クリーヴランド

大統領官邸

一八八九年一月三日

なお、右の大統領教書によつて示された救助費の総額が一万五千弗（邦貨二万円）であつたことは、すでに述べた通りであるが、この救助金の額に関し、大隈外相は、これをはるかに上まわる金額（四万四千五百弗）を希望していた。次に掲げる十二月二十六日付陸奥公使宛大隈外相書簡は、そのことを示すものである⁽¹⁵⁾。

手当金高ノ儀ハ帝國政府ヨリ申出ツルハ穩当ナラザルニ付、先方ニ一任セラル可ク候。尤モ彼レニ於テ問合せ候義モ有之候ハ、貴官一己ノ見込トシテ御勧告可被成候。而シテ手当ノ儀ハ、別紙仕訳書ノ通り（総額四万四千五百弗……筆者注）夫々支給可然ト存候ニ

付、右金額ヲ目的トシ貴官御見込次第ニ同政府ニ御報告相成様御取計可有之候。

陸奥公使がこの大隈外相からの書簡を受けとつた時は、大統領教書がすでに議会に提出された後のことであつたから、この書簡は、すでにその時機を失していたといつてよく、また、それは「陸奥公使ノ御心得」としても全く意味がなかつたといつてよい。したがつて、この大隈外相の希望は、結局、全く表面化しないままに終つたのであるが、このことは反面において、米国側の救助金問題解決のテンポが日本側の予測以上に早く、そのため日本側の対応策が遅れたことを示している。明治二十二年一月二十日付大隈外相宛機密第五号において、陸奥公使が次のように述べているのは、大隈外相の右記訓令がもはや実行しがたい段階にあることを告げたものである。⁽¹⁸⁾

今日ニ至ツテハ略落着ノ運ニ相成居候処、今回右救助金額御内示ノ御訓令ニ接シ候。然ルニ此件ハ方今大統領ヨリ国会ニ教書相發シ候後チニ相成居候ニ付、其金額多分ノ相違有之候へ共、最早今日ニ至リ此一点ヲ争論スルハ頗ブル得策ニ有之間敷存候ニ付、先ツ今日ノ行掛ノ儘ヲ以テ国会ノ決議如何ヲ傍觀致候ヨリ外、手段有之間敷存候。(略)今回御訓令ノ趣ヲ実行難致事情ヲ陳述致候。

クリーヴランド大統領よりその教書が提出されてから五十四日目の二月二十六日、池島事件救助金支払いの件を含む第二七七八号議案 (Fiftieth Congress, Sess. II, Ch. 278, 1889) は、原案どおり上下両院を通過した。⁽¹⁹⁾

大隈外相のいわゆる示唆を含む前年九月六日付の訓令書 (機密送六一四号) が米国側に伝達されて以来、ようやくここに救助金問題は、その結着をみるにいたつたのである。そして実際、陸奥公使が、ベヤード國務長官の後任である J・G・ブレイン (James Gillespie Blaine)⁽²⁰⁾ 國務長官より一万五千弗の手形券を受領したのは三月二十八日のことであつた。本件完結の報告を行う大隈外相宛陸奥公使書簡は、次の通りである。⁽²¹⁾

……昨年九月六日附機密送第六一四号貴訓令ニ接到候以来、数回彼此往復ノ末、先以テ満足ナル結果ヲ得候ニ付茲ニ本件完結ノ趣及御報告候、敬具。

明治二十二年三月二十八日

特命全權公使 陸奥宗光

外務大臣伯 大隈重信閣下

大隈外相の希望する金額にはとうてい及ばなかつたものの、それが「先以テ満足ナル結果」であつたことは、右の陸奥公使書簡が述べる通りである。⁽²²⁾ 日本側がこの救助金を受領したことにともない、大隈外相ならびに松方内相は、その分配方を決定し、七月五日、両相は連名で次のような書簡を、日下知事宛に送付した。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

親展送第五一一号

去ル明治二十年三月中、米国軍艦「オマハ」号其県下池島へ向ケ発砲之際、彈丸ノ破裂ニ依リ非命ノ死ヲ遂ケタル者ノ遺族及其他被害者一同ノ手当トシテ米国政府ヨリ我政府へ払渡シタル米金壹万五千弗ノ分配方ニ関シ、見込書相添客月十日附甲外第六七四号ヲ以テ外務大臣宛上申有之候処曩ニ客年九月廿一日附出甲外第一号ヲ以テ右遺族及被害者ノ情実等申報ノ次第モ有之候ニ付、審査之上、別紙分賦書之通りニテ相当ト認メ候。依テ右救助費金壹万九千九百五拾円外務省会計局次長ヨリ及送付候間、領取ノ上ハ別紙之通分配セラルヘク而メ其分配金保管之儀ハ其庁ニ於テ干渉セサル儀ト心得ヘシ。右及訓示候也。

明治廿二年七月五日

内務大臣伯爵松方正義

内務大臣之印

外務大臣伯爵大隈重信

外務大臣之印

長崎県知事日下義雄殿

追テ米貨壹万五千弗ヲ本邦へ回送ノ際、正金銀行ニテ手数料ヲ引去リ七五ノ割合ヲ以テ通貨式万円ト相成候処、今般三井銀行ヲシテ其県へ回送セシムル為メ要スル処ノ手数料金五拾円ヲ控除シ即チ壹万九千九百五拾円ト相成候間、為念茲ニ申添候也。

明治二十年・池島事件の一考察

金壹万九千九百五拾円

被害者一同へノ救助費

内

| | | |
|--------|----------|-------|
| 金参千五百円 | 亡浜辺孫右衛門父 | 浜辺藤四郎 |
| 金参千貳百円 | 亡池富政市父 | 池富 友八 |
| 金参千貳百円 | 亡北村時太郎養父 | 木下 近蔵 |
| 金貳千九百円 | | 井上 チヲ |
| 金貳千六百円 | | 池田常太郎 |
| 金貳千四百円 | 亡宮本貞市実父 | 三木 清六 |
| 金千貳百円 | | 川尻 茂作 |
| 金参百五拾円 | | 村崎 キミ |
| 金貳百五拾円 | | 松下 タヲ |
| 金貳百円 | | 中山 フジ |
| 金百五拾円 | | 吉川 吾助 |

米国から贈られた救助費が、実際に遺族ならびに被害者の手元に届けられたのは、七月十五日のことであつた。⁽²⁵⁾ 前述のごとく、松方内相、大隈外相から日下知事宛に救助費支払いが通達されたのは七月五日であつたが、そののち十日にして実際の支給が行われたのである。寔に迅速な措置であつたといつてよい。

この救助金支払いを担当した西彼杵郡長渥美力弥太は、その報告書⁽²⁷⁾において、

米国政府ヨリ我政府へ払渡シタル金員交付之義⁽²⁶⁾本月十日御訓令ニ依リ各自召喚、本月十五日金員交付取計申候。

と述べ、その支払いが「各自召喚」して、無事終了したことを伝えている。明治二十年三月四日に事件が勃発して以来、二

年五カ月目のことであつた。

- (1) 陸奥宗光は、明治二十一年二月十日から九鬼隆一にかわる特命全權公使であつた(前掲「頭要職務補任録」下巻・一九一頁)。
- (2) 第四拾七号・受第八〇六四号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十一巻・五二二頁―五二三頁)。
- (3) 送第六一四号(前掲書類、前掲書・五三一頁―五三三頁)。
- (4) 一八三四年五月一日、米国軍艦ユナイテッド・ステイツ号(United States)が、仏国の軍港トゥロン(Toulon)において礼砲を発射したところ、あいにくそれが仏国水兵にあたり、二名が死亡、四名が負傷した事件。この事件は、結局、米国側が被害者に対し九千六百弗にのぼる救助費を支払ふたことによつて解決した(後掲、大統領教書・註14・参照)。
- (5) G・L・リウスの職名は、後掲、大統領教書(註14・参照)中に収録されている。Mr. Rives to Mr. Whitney, October 20, 1888. が示すごろにしたがつた。彼は、一八四九年五月一日、ニューヨークに生まれ、コロンビア大学卒業のものも國務省に入り、八七年から八九年までの間、國務次官の地位にあつた。一九一七年八月十八日、ニールポードで病没した(前掲「The National Cyclopaedia of American Biography, 1967, vol. XXII, p. 152」)。
- (6) 受第八二五号・機密第三六号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十一巻・五三三頁―五三七頁)。
- (7) 送第八九四号(前掲書類、前掲書・五四〇頁―五四一頁)。
- (8) Mr. Rives to Secretary of the Navy, October 20, 1888. (後掲、大統領教書・註14・参照)。
- (9) Mr. Whitney to Mr. Bayard, November 14, 1888. (後掲、大統領教書・註14・参照)。
- (10) リウス國務次官は、救助費の件につき、海軍長官より大統領に上申の上、大統領から議会に対し教書を提出する予定であると述べていた(受第九二六号・前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十一巻・五三七頁)。したがつて救助費問題は、当初、海軍省がこれを主管する予定であつたらう。
- (11) A・A・エデューは、一八四二年十一月二十七日、ロンドン・アイルランドの生まれ。國務次官補となつたのは、八六年のことである(前掲「The National Cyclopaedia of American Biography, 1967, vol. XII, p. 459」)。
- (12) 受第七二号・機密第六五号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十一巻・五四二頁―五四三頁)。
- (13) 大統領領上申書の日付による(後掲、大統領教書・註14・参照)。
- (14) この池島事件に関する大統領教書(Massage From The President of The United States, transmitting a report from the Secretary of State recommending an appropriation for the relief of Japanese subjects.)は、議会に対するウ・クリーヴランド大統領の伝達書、T・F・メヤード國務長官の報告書のほか、陸奥公使宛大隈外相訓令書(註3・参照)、ソーロン港事件関係書類など、十一の関係文書より成り立つてゐる。なお、この大統領教書は、全量十七頁のパンフレット状のものであり、前掲「外務省記録」中に綴られてある。おそらく陸奥駐米公使が、当時、

米國より送付したものであらう。

(15) 註7に同じ。

(16) 別紙仕訳書とは、次のようなものであつた(註7に同じ)。

十二月七日起草

長崎池島事件遭難者手当金調書

一、米金四万四千五百弗

此訳

米金二万弗

是ハ死亡者遺族四家ヘ手当金、但一家ニ付五千弗宛

米金一万五千弗

是ハ篤疾者三名ヘ右同断、但一名ニ付五千弗宛

米金六千弗

是ハ廢疾者二名ヘ右同断、但一名ニ付三千弗宛

米金三千弗

是ハ負傷者二名ヘ右同断、但一名ニ付一千五百弗宛

米金五百弗

是ハ家屋被害者一名ヘ右同断

(17) 陸奥がこの書簡を受けとつた正確な日付は、わからない。しかしそれが大統領教書提出後であつたことは、受第一二三号(註18・参照)の内容より明らかである。

(18) 受一二三号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十二卷・五四三頁―五四四頁)。

(19) 前掲 *United States Statutes at Large*, 1887-89, vol. XXV, p. 699.

(20) J. G. ブレーンは、一八三〇年一月三十一日、ペンシルヴァニア州の生まれ。ワシントン大学卒業後、共和党に入りメイン州議會議員、同議長を経て下院議員となり、のち上院議員に転じた。ハリソン大統領の下で國務長官に就任したのは、八九年三月のことである。九三年一月二十七日、ワシントン郊外で病没した(前掲 *The National Cyclopaedia of American Biography*, 1967, vol. 1, 137.)。

(21) 受第四三三六号(前掲「外務省記録」、前掲「日本外交文書」第二十一卷・五四五頁)。

(22) なお、救助金を受領したことをともない日本側陸奥公使がブレーン國務長官に送付した礼状 (Mr. Mutsu to Mr. Blaine, May 27, 1889.)、な

らびにそれに対するブレン、國務長官の返答書簡 (Mr. Blaine to Mr. Mutsu, May 29, 1889.) は、「合衆国外交文書」第四十八巻 (Foreign Relations of The United States, 1889, vol. 48, pp. 548-549.) に収録されてゐる。

(23) 送第五一一号(前掲「外務省記録」)。

(24) 救助費配分を伝達したこの書簡(註23・参照)中に、家屋の被害を受けた北阪金太郎の名前がみえないのは、これより先、長崎県知事より次のよう
な申し出があつたためであらう(電・受第九五号・前掲「外務省記録」)。

北阪金太郎ノ損害ハ、有名無実ニシテ賠償ノ価ナキモノト認め候。

明治二十二年三月十一日

外務大臣

長崎県知事

(25) 「池島事件被害者手当之義内申」(前掲「池島事件参考書綴」)。

(26) 渥美の職名は、前掲「池島事件被害者手当之義内申」に記載されているところにしたがつた。ちなみに「長崎県職員録・明治十九年十二月三十一日
改正」には、長崎県第一部庶務課長兼第二部兵事課長(六頁・九頁)とあるので、その後、西彼杵郡長に転出したものと考えられる。

(27) 註25に同じ。

六 む す び

以上において私は、明治二十年・長崎県池島事件の経緯とそれによる被害、ならびにその事件処理の過程を考察し、その間、この事件の加害者であるセルフリッジ艦長が、長崎港での米國海軍通常軍法会議予審において有罪の事実認定を受けたこと、しかし米本國での海軍通常軍法会議では、逆転して無罪の判決を受け釈放されたこと、さらにまた、事件の裁判とは別個に交渉された事件被害者に対する救助金問題については、井上外相のあとを継いだ大隈外相のつよい外交姿勢が効を奏し、米國側は、一万五千弗にのぼる救助費の支払いに応じたことなど、これまで全く知られていなかった事情を種々明らかにしたつもりである。また、井上外相がこの事件の処理過程においてみせた事態への対応の仕方が、他の外交事件の場合において彼が示した対応の方針と全く同一であつたことも、すでに指摘した通りである。

池島事件は、あたかも明治外交史上の最重要課題であつた条約改正交渉の途上に勃発した一事件であつた。そしてその処理の過程は、条約改正交渉を優先するあまり、当時のわが国外交が卑屈なほどに低姿勢であつた実態をわれわれに示している。他方、米国側とくに当面の責任者であつたセルフリッジ艦長のごときは、現地長崎において、わが官憲に対し「謝罪」(apology)はもとより、「遺憾」(regret)の意すらも終始一貫して述べていない。現地の領事もまた同様である。チャンドレル司令長官が日下知事に対しようやく「遺憾」の意を表明したのは三月十日のことであり、さらにハッバード公使が井上外相に対し、その意思表明を行つたのは、事件発生後二週間を経過してからであつた。もしも対等国間でこの種の事件が発生したとすれば、加害国は被害国に対し、即時に、しかも「遺憾」ではなく「謝罪」の意を表明したにちがいない。否、対等国間においては、この種の事件そのものが発生すべからざることであらう。

要するに、池島事件は、不平等条約下、彼我の国力があまりにも懸絶していたために起つた事件である。したがつてその対応についても、米国側には大国の傲りがみられ、わが方には小国の悲哀がにじみでている。しかしながら、たとえばそうした状況下においても、例えば井上外相と大隈外相の外交姿勢の差異にみられるごとく、外相その人の姿勢が、事件の解決に、ある程度まで異なる結果を導くことを、この事件の経緯は、示唆している。いかに小国の主張とはいえ、理のあるところ、たとえ大国であつても、ある程度は、それを容認せざるをえなかつたのである。

追記 本稿が成る一に手塚豊博士の御指導の賜である。池島事件を研究してゐることを最初に私に勧められたのは博士であり、博士はまた資料そのほかの面においても私に対し種々の便宜を与えられた。また本稿作成上、内山正熊博士よりは、貴重な御助言と御教示を頂いた。このような両博士の懇切丁寧なる御指導なくしては、おそらくこの拙ない小論ですらできなかつたであらう。また本件資料の蒐集にあつたのは、外務省外交史料館、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫、長崎県立長崎図書館などより種々御配慮を賜つたほか、とくに米国側資料については、米国議会図書館東京事務所長黒田良信氏、同図書館アジア局日本課(Japanese Section, Asian

Division) の d・M・ナガオ (Philip M. Nagao) 氏、メリーランド大学マッケルディン図書館 (Mackeldin Library, University of Maryland) の奥泉栄三郎氏より格別の御援助を賜った。さらに長崎県立長崎図書館史料課長石田保氏、長崎県警察本部池園繁隆氏、同県大瀬戸警察署池島警部補派出所川口正美氏、池島郷長井上勇三氏よりは、私の調査に際し、格段の御厚意と御協力を賜った。ここに記して、これらの方々の学恩と御厚意に対し、深甚なる謝意を表したい。